**日本島嶼学会誌『島嶼研究』執筆要領**

１．（目的）

本執筆要領は、日本島嶼学会の発行する学会誌に投稿する記事の執筆に際し、主に形式的な表現の統一をとるために守るべき基本事項を定めたものである。

２．（原稿の作成）

（１）本文・注・文献はA4判白紙片面を縦に用いて天地各30mm，左右各30mmの余白をとり，文字サイズは11pt.として，40字×30行でプリントする。

（２）論説には欧文要旨および日本語・欧語のキーワードを，研究ノートには日本語・欧語のキーワードをつける。

（３）論説の原稿は，①表題・②目次・③日本語キーワード・④本文・⑤謝辞・⑥注・⑦文献・⑧欧文要旨・⑨欧語キーワード・⑩図・⑪表・⑫写真・⑬図表と写真のタイトルとデータソースのリストにまとめ，①?⑦までは通しページを付け，１つのファイルとする。研究ノート・資料は①?⑦・⑩?⑬を，書評は①・④・⑥・⑦を提出する。

（４）割り付けは編集委員会で行う。連番や脚注など，ソフトウエア固有の機能を用いないで原稿を作成する。

（５）フォントはMS明朝・MSゴシックを使用し，句読点やカッコは全角，２ケタ以上の英数文字は半角とする。

３．（原稿送付状）

（１）日本人などの著者名のローマ字表記では，KACHI Naokiのように姓を先とし，姓はすべて大文字で記す。

（２）著者が大学院生の場合の所属は，｢～大学大学院生｣（英訳はGraduate student,～Univ.)のように記す。著者が大学院所属の教員の場合には，｢～大学～研究科」のように記す。英訳でもGraduate Schoolを避け，Department of Nissology（または Faculty of～，School of～），～ Univ.のように，実質的かつ簡略に記す。

４．（キーワード）

　キーワードは５個程度とし，論文の内容を的確に示す語を選ぶ。主として文献検索に利用されることを考慮して，著者の造語，一般性のない語，過度に長い複合的な語などは用いないようにする。

５．（本文）

（１）章はＩ，II，……，節は１．，２．，……，項は１）,２）,……とする。

（２）年号は西暦で表す。ただし，日本・中国・朝鮮などに関する歴史的記述では，必要に応じて1782（天明２）年のように年号を併記する。

６．（謝辞，研究費，発表集会名）

謝辞などは付記とする。調査対象地域での協力者への謝辞など，対外的なものを優先する。科学研究費補助金などを使用した場合には，課題番号を記す。また，当該研究を発表した研究集会名とその年月を記す。

７．（注）

（１）注は後注とし，文献表とは別に掲載する。脚注機能など，ソフトウエアに依存した機能は使わない。

（２）本文中の当該箇所に右片括弧付きで通し番号を付し，謝辞の後にまとめて，番号を付して注の内容を記す。

（３）本文中の注番号をマーカーなどで明示する。

８．（文献表）

（１）文献表は日本語文献，中国語文献，韓国（朝鮮）語文献，欧語文献の順に並べる。

（２）日本語文献は，著者名の五十音順に並べる。中国語および韓国（朝鮮）語文献は，当該言語の固有の配列順（あるいは片仮名表記の五十音順）に並べる。欧語文献は，著者名（姓が先）のアルファベット順に並べる。

（３）同じ著者の文献は古い順に並べる。同年のものが複数ある場合には，引用順に a, b,……を付して並べる。

（４）筆頭著者が同じ連名著者の文献の場合には，著者数の少ない順に並べる。著者が３人以上でも全著者名を列記する。

（５）欧語の単行書名・雑誌名はイタリックとする。

（６）巻と号のある雑誌では，巻ごとに通しページがある場合には号数を省略する。号ごとにページが改まる場合には，巻数の後に号数を丸括弧に入れて，3(4)のように表記する。巻がなく号のみの場合には，号を巻に準じて示す。

（７）引用ページの情報は，本文中で当該文献を引用する箇所で表記する。

９．（文献表の例）

【雑誌論文の場合】

鳥居享司 2015. 我が国沿岸における漁業関係法令違反の現状と漁業関係者の対応．島嶼研究 16: 25-45.

Miyauchi, H. 2013. A review of island studies within Japan's geographical research. Geographical Review of Japan Series B 86: 100-110.

【単行本の場合】

平岡昭利 2015.『アホウドリを追った日本人―一攫千金の夢と南洋進出―』岩波書店．

Lennon, J. and Foley, M. 2000. Dark Tourism: The Attraction of Death and Desaster. London: Continuum.

【単行本掲載論文などの場合】

須山聡 2014．風景印にみる「島らしさ」の表現．平岡昭利・須山　聡・宮内久光編著『離島研究Ⅴ』31-45．海青社．

Dennis, R. 1989. Dismantling the Barriers: Past and Present in Urban Britain. In Horizons in Human Geography, ed. D. Gregory and R. Walford, 194-216. London: Macmillan.

【訳書の場合】

スミス，Ｄ．Ｍ．著，竹内啓一監訳 1985.『不平等の地理学―みどりこきはいずこ―』古今書院．Smith, D. M. 1979. Where the Grass is Greener: Living in an Unequal World. London: Penguin Books.

【DOIがある場合】

横山晶子 2019．奄美沖永良部島における言語再活性化の取り組み．島嶼研究 20：71-83．https://doi.org/10.5995/jis.20.1.71

【ウェブ上の文献の場合】

中道圭一・森山昭雄 2005. 三河山地西縁花崗岩丘陵地における二次林植生．http://www2.rak-rak.ne.jp/D0AB3812/study/mikawaforest.htm（最終閲覧日: 2006年４月11日）

United Nations Educational Science and Cultural Organization (UNESCO). International Hydrological Programme (IHP). http://www.unesco.org./water/ihp/index.shtml (last accessed 15 May 2006)

１０．（文献表にあげることができないもの）

（１）年鑑，統計書，公文書，新聞記事，古文書，地図（地図集は除く），私信などの史資料は，本文，注，図・表の脚注のいずれかにおいて，編者，発行年次，発行機関，所蔵先など必要な書誌情報を記す。ただし，論文に準じた新聞記事で，著者名，表題，ページ数が特定できるものは，文献表にあげることができる。

（２）口頭発表で，要旨が印刷物として刊行されていないものは，発表者名，題目，集会名，開催年などを注で記す。

（３）ウェブ上の記載で，原典を引用したもの。

１１．（本文などでの文献引用）

著者の姓と発表年を示す。著者が３人以上の場合には，筆頭著者の姓に「ほか」またはet al.を付す。直接引用の場合には該当するページを明記する。

日本火山学会（1984）は……，森川（1990a: 182-192, 1990b)は……，米倉（1977, 1978a, b）は……，高阪（2000: 50, 61-62)は……，太田・寒川（1984）は……，Okazaki and Sunamura (1994)は……，藤野ほか（1996）は……，Johnston et al. (1994: 136-138) によれば……，これらの研究（渡邊 1987; 漆原 1990）は……，……である（スミス 1985: 27)，……という見方もある（Dennis 1989; Richter 1996）

１２．（欧語要旨）

（１）天地左右30mmの余白と行間の余裕を十分に取って，20～25行程度で印刷する。

（２）単純な直訳による不自然な欧文にならないように注意するとともに，適当な人の校閲を受けるように努める。

１３．（図・表・写真）

（１）それぞれの図・表・写真を別紙，別ファイルとして提出する。本文中に割り付ける必要はないが，本文中の初出位置をマーカーなどで明示する。

（２）刷上がりの幅は，１段分ならば65mm，２段分ならば140mm以内の２通りしかない。天地は，表題・説明文・注などを含めて，200mmが最大である。できるだけ原寸で掲載できるよう，文字のサイズや線の太さなどに留意して作成する。

（３）図・表・写真ごとに，図１・表１のようにそれぞれ通し番号を付ける。

（４）図・表・写真は原則としてグレースケールとするが，表現上必要な場合にはカラー掲載を認める。

（５）編集委員会で手直しする場合を考慮し，図版はWordに貼りつけたりせず，作成したファイルをそのまま送付する。

１４．（原稿送付先及び問合せ先）

原稿は送付状とともに下記アドレスへe-mailで送付する。原稿および図表の最大容量は20Mbである。

送付先：学会誌編集委員会（jis.editorial.board@gmail.com）

　　　〒890-8580　鹿児島県鹿児島市郡元１-21-24　鹿児島大学国際島嶼教育研究センター

１５．（要領の改廃）

本要領の改廃は、編集委員会の決議により行う。

附 則

１．この要領は、2025(令和７)年８月３０日から施行する。